

新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について 【火災保険・新種保険】(2021年1月改定)

2020年5月12日に、2020年2月1日時点の保有契約および同日以降保険期間が開始する契約(2月1日以降の満期済契約、解約済契約を含みます)を対象に、休業損害・利益損失補償における新型コロナウイルス感染症^(注1)の補償を追加する改定を行いました。

2021年1月改定(2021年1月以降始期契約を対象)においては、新型コロナウイルス感染症^(注1)の補償拡大および「指定感染症等(新型コロナウイルス感染症を除く未知の指定感染症)」^(注2)の補償追加を行いました。

<2021年1月改定(2021年1月以降始期契約を対象)のポイント>

- 新型コロナウイルス感染症^(注1)について、緊急対応費用の補償(保険年度ごとに1回・1事故につき20万円の定額払)としていましたが、既存の18種類感染症^(注3)と同様に、補償限度期間14日・支払保険金500万円限度の補償に変更
- 新型コロナウイルス感染症^(注1)以外の「指定感染症等(新型コロナウイルス感染症を除く未知の指定感染症)」^(注2)を補償対象に追加(定額払)

(注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、

(注2) 指定感染症等とは、以下のいずれかに該当する感染症をいいます。

①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症^(注1)を除きます。

②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、それぞれの約款の別表で定めている感染症を除きます。

(注3) それぞれの約款の別表で定めている18種類の感染症をいいます。

①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1またはH7N9であるものに限り) ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス

	2020年5月12日改定			2021年1月改定		
	タフビズ事業活動総合保険	企業財産包括保険	タフビズ賠償総合保険	タフビズ事業活動総合保険	企業財産包括保険	タフビズ賠償総合保険
補償対象となる感染症	普通保険約款・休業損害補償条項（エコノミープランでは食中毒・感染症は補償対象外）	食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）/休業損害補償特約（限定型）/休業損害補償特約	食中毒・特定感染症利益補償特約	普通保険約款・休業損害補償条項（エコノミープランでは食中毒・感染症は補償対象外）	食中毒・特定感染症利益補償特約（利益保険金用）/休業損害補償特約（限定型）/休業損害補償特約	食中毒・特定感染症利益補償特約
18種類感染症 ^(注1)	○ 補償限度期間 (14・25・50日間)	○ ※補償限度期間は、各特約の約款をご確認ください。	○ 補償期間3か月・ 支払保険金1,000万円 限度	○ 補償限度期間14日間・ 支払保険金500万円限度		
新型コロナウイルス感染症 ^(注2)	○ 定額払（20万円） ^(注4)			○ 定額払（20万円） ^(注4)		
指定感染症等 ^(注3)	×			○ 定額払（20万円） ^(注4)		

(注1) それぞれの約款の別表で定めている18種類の感染症をいいます。

- ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ベスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群（SARS） ⑫中東呼吸器症候群（MERS） ⑬鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1またはH7N9であるものに限り） ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス

(注2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。

(注3) 指定感染症等とは、以下のいずれかに該当する感染症をいいます。

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症^(注2)を除きます。
②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、それぞれの約款の別表で定めている感染症を除きます。

(注4) 契約条件によって、保険契約の始期日または特約等の中途セット日の翌日から起算して14日以内に発生した事故は補償の対象とならない場合があります。

- このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品のパンフレット等および「重要事項のご説明」^(注)をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」^(注)等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
(注) 保険種目により名称は異なります。
- 「タフビズ事業活動総合保険」は事業活動総合保険、「タフビズ賠償総合保険」は企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険のそれぞれのペットネームです。